

消防団活動に

ご理解とご協力をお願いします

地域の安全を自分たちの手で守るため

消 防団員は、普段それぞれの仕事に就きながら、火事や台風などの災害発生時には地域の安心と安全を守るための活動を行い、消防力・防災力向上の役割を担っています。

消防団の重要性

近年では、東日本大震災など大地震による被害がニュースなどで大きく報じられています。こうした災害時に消火・防災活動や救助活動、避難誘導、警戒活動などを行っており、消防団の重要性はますます高まっています。

消防団の活動

災害時に出勤するほか、1年を通じてさまざまな活動があります。
平常時の活動 火災予防・警戒運動(春季・秋季火災予防運動、歳末特別警戒)、消防団活動訓練(ポンプ操法訓練、機関員講習、新入団員教養訓練)、機械器具や消防水利の



点検、地域イベントへの協力など



◆消防団協力事業所制度

市では、消防団の活動に積極的に協力している事業所などを認定する「消防団協力事業所制度」を設けています。認定された事業所には表示証を交付します。ぜひ、申請してください。



消防団員を募集します

消防団を取り巻く環境は年々変化し、全国的にも入団希望者が減少し続け団員数の減少や高齢化など多くの問題に直面しています。地域の安全を守り、安心して暮らせる生活のためには、地域に住み、地域を知っている皆さんの力がが必要です。ぜひ、消防団への入団をお願いします。

消防団員の身分と待遇

消防団員は非常勤特別職の地方公務員です。消防本部や消防署に勤務し、専門的に消防活動などを行っている消防士とは身分が異なります。団員になると、階級に応じて条例で定められた年額報酬や手当てなどが支給されるほか、下記のような待遇が受けられます。

消防被服などの貸与／公務災害補償制度
退職報償金支給制度／各種表彰制度



問い合わせ 防災対策課消防係 ☎内線3363



魅力あるコミュニティ助成事業

(公財)群馬県市町村振興協会が行う魅力あるコミュニティ助成事業では、地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的に、自治会活動などに必要な設備の整備に対し助成を行っています。

本年度は、西原新町において山車太鼓の購入と山車の修繕を行い、白沢町では大人みこしを購入しました。

問い合わせ 総務課行政係 ☎内線3212へ



修繕された西原新町山車



新調された白沢町みこし

オータムジャンボ宝くじは 県内の宝くじ売場で

発売期間 9月19日(金)~10月10日(金)
抽せん日 10月17日(金)

この宝くじの収益金は、市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

問い合わせ (公財)群馬県市町村振興協会 ☎027(290)1350へ

記載内容は必ず確認しましょう

(表)

国民健康保険被保険者証	有効期限 平成 27年 9月 30日
	記号 沼 番号 00051507
氏名	小松 姫 [見本]
生年月日	平成 25年 9月 6日 性別 女
資格取得年月日	平成 25年 9月 6日
世帯主名	小松 姫
住所	群馬県沼田市西倉内町594番地 沼田城内
交付年月日	平成 26年 10月 1日
保険者番号	群馬県沼田市西倉内町780番地 電話(0278)23-2111

(裏)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表明することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
 3 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕
 署名年月日： 年 月 日
 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

10月1日(水)から新しくなります

国民健康保険被保険者証

10月1日(水)から国民健康保険の被保険者証(以下、保険証という)が更新されます。現在使用中の保険証は9月30日(火)まで有効です。新しい保険証は9月下旬までに世帯主へ郵送します。郵送を希望しない場合は市役所窓口で交付しますので、9月12日(金)までにご連絡ください。

国保税を納めていない人には、納税相談を行った上で保険証をお渡しする場合があります。特別の事情もなく長期にわたる医療費の7割が返還されます。



臓器提供意思表示と保護シールについて

保険証の裏面は、臓器提供についての意思を記載できるようになっています。記載した情報を保護するためのシールを市民課国保年金係にて配布しますので、希望する人はお越しください。

年金から特別徴収された場合と口座振替で納付した場合の社会保険料控除の取り扱い

後期高齢者医療保険料や国保税の所得税と個人住民税での社会保険料控除は、納付の方法によつて適用対象が変わります。年金からの特別徴収の場合は、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。口座振替により保険料(税)を納付した場合は、実際に納付した人の社会保険料控除として適用されます。

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3134、白沢町総務課市民係 ☎内線31、利根町総務課市民係 ☎内線41へ